

- 1 . 件名 : 蒸気発生器伝熱管損傷に伴う施栓工事の取扱いについて
- 2 . 日時 : 令和元年 1 2 月 9 日 ( 月 ) 1 6 時 0 0 分 ~ 1 6 時 2 0 分
- 3 . 場所 : 原子力規制庁 8 階実用炉審査部門北会議室
- 4 . 出席者

原子力規制庁 :

原子力規制部 実用炉審査部門

田口安全規制管理官 ( 実用炉審査担当 ) 、 正岡管理官補佐

関西電力株式会社 :

原子力事業本部 原子力発電部門 決得原子力発電部長 ほか 2 名

- 5 . 要旨 :

関西電力 ( 株 ) から、添付資料に基づき、11 月 15 日付けで届け出た工事計画 ( 損傷した伝熱管を施栓する工事 ) について、高浜発電所 4 号機蒸気発生器伝熱管損傷に係る公開会合での原因及び対策の評価のとりまとめとは独立して審査を進めて欲しい旨説明があった。

原子力規制庁から、技術基準適合性は本事象の原因及び対策等を踏まえて確認する必要があり、現時点で原因の特定が十分ではないことから、11 月 15 日の届出の際の面談で伝えたとおり期間の延長を検討していることを伝えた。

- 6 . その他

提出資料 : 高浜 4 号機 蒸気発生器伝熱管損傷に係る対応について

以上